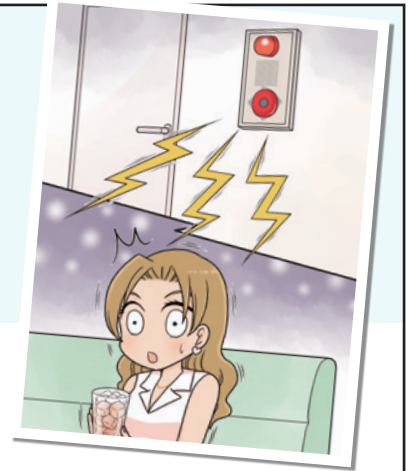


それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第10回 警報設備①

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、建物の関係者に火災の発生などを素早く知らせる設備である「警報設備」のうち、「自動火災報知設備」のほか「住宅用火災警報器」について説明します。



この前、うちのお店が入っているビルで急にベルが鳴ってびっくりしちゃった。



自動火災報知設備 (受信機)



音響装置

それは火災を知らせる「警報設備」が鳴ったみたいだ。この建物には、火災に至る直前や発生初期段階に自動的にいち早く知らせられる「自動火災報知設備」が設置されているんだ。

どんな設備なの?



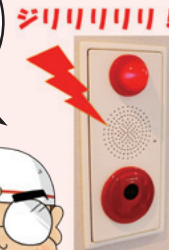
感知器

受信機



ピー!

総合盤 (発信機 + 音響装置 + 表示灯)



ジリジリ!

熱や煙、炎などの火災の発生を「感知器」で感知し、管理室や防災センターにある「受信機」に信号が送られる。受信機はその信号を受け廊下にあるベルなどの「音響装置」で建物内の人に知らせるんだ。また、ボタンを押して火災を知らせる「発信機」もあるぞ。

今回はお客さんがボタンを間違って押したみたいなの。

- 非火災報の原因 (例)
- 空調
 - 調理による煙・熱
 - 虫の侵入・殺虫剤散布
 - ホコリ・粉塵
 - 浴室からの湯気
 - 腐食・機器の不良
 - 気象に起因するもの
 - いたずら
 - 不明



発信機を間違えて押した例

火災以外で自動火災報知設備が作動する原因に、いたずらや、間違って発信機を押されることが多い。

また、感知器が何らかの誤作動(急な温度上昇、結露、調理中の熱や水蒸気、老朽化など)で受信機に信号が送られることもある。自動火災報知設備が設置されている建物の関係者は定期的に点検を実施するとともに、作動した場合の操作方法を知っておくべき。

音が鳴ったらどこで作動したか現場確認!



③ 3階	④ 階段	⑤ エレベーター
② 2階		
① 1階		



感知器によく似たものとして、自動火災報知設備の設置義務のない共同住宅や一般の住宅内での火災を知らせるものとして、寝室などに「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられている。

住宅用火災警報器設置義務化から10年

住宅用火災警報器 10年を目安に交換しよう

New Old

神戸市消防局非公認キャラクター 警報器 古伊蔵さん (けいほうき ふるいぞう)



設置義務化から10年を超え、ほとんどの住宅に設置されているが、設置してから10年以上経過しているものは電源の電池切れにより機能しなくなるものが出始めている。電池交換をしても電子部品の劣化で火災を感知しないことも考えられるので、本体の交換がオススメだ。

ほむらくんの チェックポイント!



【関係法令】

消防法施行令第21条
消防法施行規則第23条、第24条の2
神戸市火災予防条例第39条

【設置が必要な防火対象物等】

- (面積関係なく必要) カラオケボックス、ホテル、病院、高齢者施設、飛行機格納庫、文化財
- 特定一階段等防火対象物など
- (延べ面積300平方メートル以上) 飲食店、物販店、幼稚園など
- (延べ面積500平方メートル以上) 共同住宅、学校、工場、倉庫など

住宅用火災警報器

【関係法令】

消防法第9条の2
神戸市火災予防条例第30条の2、第30条の6

【設置が必要な防火対象物等】

自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が設置されていない住宅、共同住宅のうち、

- * 就寝の用に供する居室(寝室)
- * 階段(寝室がある階)
- * 台所(神戸市では条例で義務となっていない)

今回は「警報設備②」です。

